

新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の安全安心確保について

日頃から、新宮町の教育行政へのご理解とご協力、ありがとうございます。また、この新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各ご家庭での様々なご対応に対しましても、重ねて感謝申し上げます。

安倍首相は6日夕方、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく、緊急事態宣言を7日にも正式決定すると表明しました。その対象地域には、福岡県も含まれており、依然として予断を許さない状況が続いています。このような中、人と人との接触を極力避ける等『3密（密閉・密集・密接）』の回避を徹底することを通して、新宮町の子どもたちの安全安心を確保するため、非常に残念ではありますが、以下のとおり内容の変更をお知らせいたします。

1 小中学校における臨時休業期間の延長について

緊急事態宣言の期間が大型連休明けまでとなることに伴い、小中学校の臨時休業期間を以下のとおり延長します。

令和2年4月7日（火）から5月6日（水）まで

臨時休校期間中、継続して注意することとして、児童生徒に指導していること

- ① 3つの密（密閉・密集・密接）を避け、不要不急の外出はせず家で過ごすようにすること。
- ② 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く場合、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、無理をせずに早めに大人へ相談すること。

※症状が見られたら、必ず保健所・学校へご連絡ください。

粕屋保健福祉事務所 092-939-1746

（福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 092-471-0264）

- ③ 臨時休校の期間、目標を立てて、計画的に取り組むこと。

2 部活動について

中学校の部活動実施につきましては、臨時休業中5月6日（水）まで中止いたします。

新宮町の子どもたちの安全安心確保のためにも、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

新宮町教育委員会
新宮町立学校長